

# 「令和5年度外国人介護人材マッチング支援業務」企画提案公募に係る質問と回答

令和5年5月17日

## ■ 応募資格

質問	回答
大阪府内に所在地がある登録支援機関の株式会社と他府県に所在地がある社会福祉法人との共同企業体での公募参加は可能でしょうか。 大阪府内に所在地がある登録支援機関株式会社と大阪府内に所在地がある学校法人又は協同組合との共同企業体での公募参加は可能でしょうか。	公募参加資格に「登録支援機関として支援業務を行う事業所を府の区域内に有し、公益法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人又は登録支援機関としての業務を公益目的事業として実施している一般社団・財団法人のいずれかに該当する者」としているため、それ以外の企業が代表構成員としての応募はできません。 そのため、登録支援機関の株式会社と他府県に所在地がある社会福祉法人での共同企業体での応募、登録支援機関の株式会社と大阪府内に所在地がある学校法人又は共同組合との共同企業体での応募は不可となります。
共同企業体で参加する場合は、「登録支援機関として支援業務を行なう事業所を大阪府の区域内に有する、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人」ではない企業（株式会社）が代表構成員となって応募することは可能でしょうか。	

## ■ 提案内容など

質問	回答
マッチング支援対象国は主にベトナム、フィリピン、インドネシアとあるが、対象国の外国人人材は現地在住及び日本国内在住のどちらでも対象でしょうか。	条件としては、海外又は日本国内問わず特定技能試験に合格した者であること。 対象国の外国人人材は現地在住及び日本国内在住のどちらとも対象とします。
「介護職での特定技能試験に合格した特定技能外国人を募集すること」とあるが、技能実習生から特定技能に移行された方も対象でしょうか。	技能実習生から特定技能に移行された方も対象とします。
過去にEPA介護福祉士候補者として就労・研修に従事したが、不合格となった者も特定技能人材とみなして問題ないでしょうか。	EPA介護福祉士候補者から特定技能に移行された方も対象とします。

<p>「介護職での特定技能試験に合格した特定技能外国人を募集すること」とあるが、特定技能就労希望者、インターンシップ生以外の在留資格者（例：契約期間内に学校卒業見込みのある留学生など）から応募があった場合は、対象外という認識でよいでしょうか。</p>	<p>特定技能及びインターンシップ以外の在留資格は対象外とします。</p>
<p>「介護職での特定技能試験に合格した特定技能外国人を募集すること」とあるが、特定技能在留資格をもっている在留外国人で、既に他の施設で働いている方も対象でしょうか。（転籍希望者など）</p>	<p>既に他の施設で特定技能として就労されている場合は対象外とします。</p>
<p>国外からの特定技能を入国する場合、送出機関（エージェント）の推薦状が必要になり、送出機関を通して入国となります。 その際、提案書には予め決まった送出機関を記入する必要があるのでしょうか。</p>	<p>今般の公募にかかる企画提案書には予め決まった送出機関を記入する必要はありません。</p>
<p>応募は1社1提案となっており、当法人はインターンシップに関する企画提案を行います。そのプラン内に①特定技能②インターンシッププログラムといった受入れ施設に選択して頂く提案でもよろしいでしょうか。</p>	<p>提案内容に特別な制限は設けてはいませんが、仕様書に記載の業務内容全てを実施する企画提案をお願いします。</p>
<p>特定技能就労希望者<b>50名</b>以上を目標と記載がありますが、ベトナム、フィリピン、ミャンマーをあわせた人数になるのでしょうか。</p>	<p>特定技能就労希望者は受入れ施設との雇用契約締結とし、 インターンシップ生は現地大学と受入れ施設との契約締結をマッチングとみなします。 特定技能の目標<b>50名</b>以上はすべての国の合計人数としております。 本事業の契約期間内で特定技能<b>50名</b>のマッチングを達成してください。 目標人数未達による委託料の返還及び契約不履行による罰則等はございません。</p>
<p>広報媒体（動画やHP等）の準備にある程度時間を要すると予測しております。 開始時期に関わらず、年度内に<b>50件</b>のマッチングが達成できればよいという理解でよろしいでしょうか。</p>	
<p>業務内容及び企画提案を求める事項の中のマッチング数について、マッチングの定義についてご教示ください。（受入れ施設との雇用契約締結をマッチングとするのか、面接までをマッチングとするのか、入国・入職、インターンシップ開始をもってマッチングとするのか） 目標人数<b>50名</b>以上を満たさなかった場合は委託料の返還や契約不履行による罰則等がありますでしょうか。</p>	
<p>「マッチング」とは何をもってマッチング成功・マッチング完了とみなすのでしょうか。</p>	

<p>インターンシップ生とのマッチングに関して「府が現地の大学と覚書締結後に別途提示」とあるが、現地の大学と受託者が直接やり取りを行うイメージでしょうか。 やり取りの際の言語は何語になるのでしょうか。</p>	<p>受託者の方に現地の大学と直接やり取りを行なっていただきます。 覚書締結予定の大学はベトナムを予定しておりますので、現地大学とやり取りができる言語で対応を行なってください。 現時点ではインターンシップ生については、大阪府と覚書を締結する大学のみ対象とします。</p>
<p>特定技能及び大学からのインターンシップと記載がありますが、例えば短期大学・専門学校なども対象となりますでしょうか。</p>	<p>現時点では、インターンシップ生については、大阪府と覚書を締結する大学のみ対象とします。</p>
<p>インターンシップ生のマッチング数は、別途提示とあるが、府と覚書を締結した大学（学校）からの受け入れのみに限定されるのでしょうか。 また、インターンシップ生の受入れ国はどの国からの受入れを予定しておけばよいでしょうか。その国はマッチング支援対象国3か国以上のうちの1か国のカウントとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点では、インターンシップ生については、大阪府と覚書を締結する大学のみ対象とします。インターンシップ生の受入れ国はベトナムを予定しています。 インターンシップ生の受入れ国はマッチング支援対象国の1か国には含めません。</p>
<p>マッチング支援対象国（3か国以上）について、提案時に3か国とどの様な関係を提示する必要があるのでしょうか。3か国は特定技能、インターンシップを含めて3か国以上という考え方でしょうか。それとも、事業完了時、結果的に3か国未満のマッチングでも件数（50件以上）を確保できていれば問題ないでしょうか。</p>	<p>提案時での3か国との関係性まで提示は不要です。 ベトナム、フィリピン、インドネシア以外の国を対象とする場合はその理由は提示してください。3か国以上で目標人数のマッチングに至るよう努めてください。</p>
<p>「マッチング後も特定技能就労希望者及びインターンシップ生、受け入れ希望施設から相談（生活支援等）があった場合に対応できる体制を整えておくこと」とあるが、これは通常の登録支援機関業務に含むと考えるのでしょうか。 それにかかる経費の扱いは本事業と別という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「受け入れ希望施設からの相談（生活支援等）があった場合に対応できる体制を整えておくこと」は、通常の登録支援機関の業務ではなく、本業務の内容として提案してください。 本業務としてマッチング後も相談（生活支援等）があった場合の対応できる体制を整えて下さい。</p>
<p>インターンシップ生と介護施設のマッチングが完了し、日本での就職が開始することになった場合、その後のインターンシップ生のケアは誰が行う予定でしょうか。 本業務外の話ですが、施設への説明材料となるため、教えていただきたい。</p>	<p></p>

<p>インターンシップ生に関しまして、インターンシップの期間、インターンシップ生への報酬、期間中の滞在費や渡航費等の決まり事がありますでしょうか。</p>	<p>「外国の大学の学生が行うインターンシップ（在留資格「特定活動」）に係るガイドライン」に基づいて事業の実施を行ってください。          インターンシップ期間は、1年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の2分の1を越えない期間になります。          インターンシップ生の報酬は、最低賃金法、労働基準法等の労働関係法令を遵守して実施してください。          期間中の滞在費や渡航費等は、インターンシップ生にとって不利益な取扱いにならないようにしてください。</p>
<p>説明会参加施設の確保に向けた事業周知方法について、大阪府が協力して頂ける範囲をお示し頂けないでしょうか。当該事業に関するPRについて活用できるツールのご提供はあるでしょうか。独自に案内・情報提供等のHPを作成する必要がある場合、大阪府指定の業者やフォーマットの提供などがありますでしょうか。</p>	<p>大阪府としては、大阪府のHPへの掲載や関係機関への情報発信を予定しております。大阪府から大阪府指定の業者の紹介やフォーマットやツールの提供は一切行いません。</p>
<p>「説明会の開催にあたっては、対象の施設に対して可能な限り広く案内・周知を図ること」とあるが、大阪府の管理す媒体等への掲載、発信して頂くことも可能でしょうか。その場合はどのような手段となるのでしょうか。</p>	
<p>HPを作成する際の業者委託費は提案金額に計上してもよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業に関するHP作成は想定しておりませんが本事業の実施にあたり必要な場合は、提案していただいても構いません。再委託は原則禁止としておりますので可能かどうかは、受託事業者決定後の契約締結時に協議のうえ決定いたします。</p>
<p>今回のターゲットは、大阪府にて実施した外国人人材の受入状況等に関するアンケートにて「支援があれば受入を検討する」と回答した施設だと思うが、受託者はその施設名リストを共有いただけるのか。回答があった施設は、外国人の介護人材が従事可能な業務対象分野の機関であるという認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>アンケートの回答があった施設は、外国人の従事可能な施設になります。          「支援があれば受入れを検討する」と回答した施設を限定にはしておらず、既に受入れている施設からも参加希望があれば本事業の対象施設と考えています。          対象となる施設の情報は受託者に別途行なう予定です。</p>

<p>特定募集情報等提供事業者としての届出について。届出が必要かどうかの判断方法をご教示ください。</p> <p>現在職業紹介事業でのマッチングを計画していますが、海外の求人者が登録する求人サイトと同様の機関の活用も視野に入れております。この場合、募集情報等提供事業者にあたりますでしょうか。また、事業途中で募集情報等提供事業を行うことが追加された場合、その時点での届出でよろしいでしょうか。</p> <p>現時点で計画はなくとも、可能性があるなら予め届出しておく必要がありますでしょうか。</p>	<p>本事業の実施にあたり特定募集情報等提供事業者の届出は必ず行ってください。</p>
<p>受入れ説明会の実施に際し広報するチラシ等には、受入れ時にかかる必要な経費（登録支援機関の支援委託料、紹介料等）の詳細を示す必要はありますでしょうか。</p> <p>また、その経費については提案書に示す必要はないでしょうか（その経費については審査対象外という考えでよろしいでしょうか）。</p>	<p>広報チラシ等に詳細を示す必要はありませんが、施設向けの説明会で受入れに必要な準備、費用負担等については説明を行ってください。経費を提案書に示していただいても構いません。</p>
<p><b>6月末の契約締結</b>というスケジュールの中で、事業の開始時期について制約はあるでしょうか。</p>	<p>事業の開始日は契約締結日となります。</p>
<p>紹介料等として受入れ施設から費用を徴収してもよいでしょうか。</p>	<p>本事業に係る業務はすべて無料で実施してください。</p>
<p>府施策への協力について法人全体での割合でよろしいでしょうか。</p> <p>本事業を行う事業所での割合となりますか。</p>	<p>府施策への協力について法人全体での割合になります。</p>
<p>共同企業体で参加する場合は、提出書類の中で「代表構成員のみ提出すること」と記載がないものについては、全構成員分の提出が必要でしょうか。</p>	<p>「代表構成員のみ提出すること」と記載がないものについては、全構成員分の提出が必要になりますので、共同企業体の場合は、それぞれの構成員ごとでご提出ください。</p>
<p>障がい者の雇用状況について、総数は共同企業体合計か、又は代表企業のみでしょうか。</p>	